

介護老人福祉施設 料金表

令和5年4月1日現在

介護保険給付サービス

<個別機能訓練加算・日常生活継続支援加算Ⅰ・看護体制加算(Ⅰ)・精神科医療費指導加算・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等ベースアップ等支援加算を含む>

介護保険利用料(1日につき)	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
利用料	7,429円	7,429円	8,234円	8,234円	9,070円	9,070円	9,875円	9,875円	10,648円	10,648円
保険給付額(1割負担)	6,686円	6,686円	7,410円	7,410円	8,163円	8,163円	8,887円	8,887円	9,583円	9,583円
保険給付額(2割負担)	5,943円	5,943円	6,587円	6,587円	7,256円	7,256円	7,900円	7,900円	8,518円	8,518円
保険給付額(3割負担)	5,200円	5,200円	5,763円	5,763円	6,349円	6,349円	6,912円	6,912円	7,453円	7,453円
利用者負担額(1割負担)	743円	743円	824円	824円	907円	907円	988円	988円	1,065円	1,065円
利用者負担額(2割負担)	1,486円	1,486円	1,647円	1,647円	1,814円	1,814円	1,975円	1,975円	2,130円	2,130円
利用者負担額(3割負担)	2,229円	2,229円	2,471円	2,471円	2,721円	2,721円	2,963円	2,963円	3,195円	3,195円

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
外泊時費用	290円	579円	869円	病院又は診療所への入院を要した場合及び居室における外泊を認めた場合は月6日を限度として、1日につき加算されます。
初期加算	35円	69円	104円	入所日から30日以内の期間や30日以上入院後に再入所をした場合、1日につき加算されます。
排せつ支援加算Ⅰ(1月につき)	12円	23円	35円	排せつ支援の取組への評価、排せつに介護を要する原因を分析し、計画を作成及び評価した場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円	6円	9円	継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合、1月につき加算されます。
栄養ケアマネジメント強化加算	388円	776円	1,163円	利用者ごとの継続的な栄養強化を管理した場合、加算されます。
療養食加算	637円	1,273円	1,910円	利用者の病状等の応じて主治医より疾患治療の食事せんに基づき療養食が提供された場合、1日につき加算されます。
経口維持加算Ⅰ(1月につき)	471円	941円	1,411円	経口により食事を摂取できるものの摂食機能障害で誤嚥が認められた利用者が安定して経口で食事を取れる状態を維持するための取り組みを行った場合、1月につき加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(1月につき)	47円	94円	141円	利用者の心身の状況等に関する基本的な情報を国に提出した場合に加算されます。
安全対策体制加算(入所時に1回)	24円	48円	72円	担当者の配置による安全対策を実施する体制がある場合、入所時に1回限り加算されます。
看取り介護加算	死亡日前31日以上45日以下	85円	170円	254円
	死亡日前4日以上30日以下	170円	339円	508円
	死亡日の前日及び前々日	800円	1,599円	2,399円
	死亡日	1,506円	3,012円	4,518円

介護保険給付外サービス

食費負担額(1日につき)	被保険第1段階	300円	
	被保険第2段階	390円	
	被保険第3段階①	650円	
	被保険第3段階②	1,360円	
	被保険第4段階	1,600円	
居住費負担額(1日につき)		多床室	従来型個室
	被保険第1段階	0円	320円
	被保険第2段階	370円	420円
	被保険第3段階	370円	820円
被保険第4段階	855円	1,171円	
理美容料	実費(カット1,500円 パーマ2,000円) / 1回		
特別な行事・旅行参加料	実費(その都度で料金を設定します) / 1回		
預かり金 貴重品管理料	小口現金管理料	1,000円 / 1ヶ月	
	預金通帳管理料	1,000円 / 1ヶ月	
	貸金庫貸与料	1,000円 / 1ヶ月	
テレビ使用電気代	600円 / 1ヶ月		
各種証明書作成料	サービス提供証明書 300円 / 1枚		
	その他の証明書 2,000円 / 1枚		

*食費・居住費について、利用者負担第1段階から第3段階までに該当する方は負担が軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」のご提示が必要となります。